

## Ⅶ 漁船登録等申請に関する事項

「漁船」とは、以下の各号の一に該当する日本船舶をいう（漁船法（以下「法」という。）第2条第1項）。

- 一 もっぱら漁業に従事する船舶
- 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- 三 もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- 四 もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

漁船（総トン数1トン未満の無動力の漁船を除く。）は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない（法第10条第1項）。

### 1 漁船の登録

#### (1) 登録申請

漁船の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した漁船登録申請書（動力漁船6ページ、無動力漁船7ページ）を知事に提出しなければならない（法第10条第2項）。

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 船名
- ウ 総トン数
- エ 船舶の長さ、幅及び深さ
- オ 船質
- カ 進水年月日
- キ 造船所の名称及び所在地
- ク 推進機関の種類及び馬力数
- ケ 無線電波の型式及び空中線電力
- コ 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- サ 主たる根拠地
- シ 漁業種類又は用途
- ス 漁船の建造、取得等登録の原因（建造、転用、買受、譲受、相続など）

#### (2) 添付書類

「6 申請書類一覧表」の(1)登録申請（3ページ）を参照。

#### (3) その他

所有者が増減した場合（個人→共同、共同→個人）は、漁船が譲渡されたものとして扱うので、新たに漁船の登録を申請すること。

### 2 変更の登録

#### (1) 変更登録申請

登録を受けた漁船の所有者は、1-(1)のア～エまで及びク～シまでに掲げる事項について変更が生じたときは、その変更の生じた日から2週間以内に、その変更の理由を付して変

更の登録を申請しなければならない（漁船変更登録申請書8ページ）（法第17条）。

(2) 添付書類

「6 申請書類一覧表」の(2)変更登録申請（4ページ）を参照。

(3) その他

船の等級を変更する場合（3級船→2級船など）も変更の登録を申請すること。

### 3 登録票の再交付

(1) 再交付申請

登録を受けた漁船の所有者がその登録票を亡失し、又はき損したときは、理由を付して再交付を申請しなければならない（漁船登録票再交付申請書9ページ）（漁船法施行規則（以下「規則」という。）第11条）。

(2) 添付書類

「6 申請書類一覧表」の(3)再交付申請（5ページ）を参照。

### 4 登録票の返納

(1) 登録の失効

次に掲げる場合には、漁船の登録は、その効力を失う（法第18条）。

- ア 漁船が漁船でなくなったとき。
- イ 漁船が滅失し、沈没し、又は解てつされたとき。
- ウ 漁船の存否が3ヶ月間不明になったとき。
- エ 漁船が譲渡されたとき。
- オ 漁船の主たる根拠地が県外に変更されたとき。
- カ 漁船の所有者が死亡し、解散し、又は分割をしたとき。

(2) 登録の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる（法第19条）。

- ア 法第4条の規定に違反して改造されたとき。
- イ 法第13条の規定に違反して検認を受けないとき。
- ウ 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなったと認められるとき。

(3) 登録票返納

次に掲げる場合には、漁船の所有者は、遅滞なく、知事に登録票を返納しなければならない（法第20条）。なお、所有者死亡の場合は、所有者の親族又は相続人が返納すること。

- ア (1)の規定により登録がその効力を失ったとき（漁船登録票返納届10ページ）。
- イ (2)の規定により登録が取り消されたとき。

登録票を返納することができない場合は、漁船登録票返納誓約書（11ページ）又は登録票返納不能届（12ページ）を提出すること。

(4) 添付書類

(3)のイにおける添付書類は、「6 申請書類一覧表」の(4)登録票返納（5ページ）を参照。

### 5 登録謄本の交付

漁船登録(抹消)謄本の交付請求（法第21条）は、漁船登録謄本交付請求書（13ページ）により行うものとする（福島県漁船法施行細則（以下「細則」という。）第12条）。

## 6 申請書類一覧表

### (1) 登録申請

	建造				転用			買受 譲受		相続		共同経営化 共同経営脱退	
	20 t 以 上	5 t 以 上 20 t 未 満	5 t 未満		20 t 以 上	20 t 未満		20 t 以 上	20 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満
			10m			10m							
申請書 (6, 7ページ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁船建造 (転用) 許可指令書 (写)	○	○	○		○	○							
漁船認定通知書 (写)	○	○											
漁船確認書 (写)			○										
総トン数証明書 (写)			○	○		①	①						
推進機関製造 (販売) 契約 (予約) 証又は 推進機関経歴書 (14, 15ページ)				○			○						
用船契約書 (写) 又は漁船使用承諾書 (写) (16ページ)	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
代表者選定届 (17ページ)	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③
船舶原簿謄本	○				○			○		○		○	
漁船原簿抹消謄本							④	④	④				
譲渡届 <sup>※1</sup>							⑤	⑤					
戸籍謄本又は法定相続情報											○		
相続同意書 <sup>※2</sup> (18ページ)											○		
漁船登録票 <sup>※3</sup>										○	○		

① 登録の抹消後1年以上経過している場合又は船体の総トン数、長さ、幅及び深さのいずれかが不明な場合。なお、総トン数証明書に代えて、測度申請時に添付した測度調書 (写) 又は総トン数等が確認できる船舶検査証書 (写) 及び船舶検査手帳 (写) も可。

② 所有者と使用者が異なる場合に限る。

③ 所有者が複数の場合に限る。

④ 県外で漁船登録されていた場合。

⑤ 申請者と旧所有者が異なる場合。

※1 旧所有者の印鑑証明書を添付すること。

※2 相続人全員の印鑑証明書を添付すること。

※3 漁船登録票返納誓約書 (11ページ) 又は登録票返納不能届 (12ページ) も可。

## (2) 変更登録申請

	機関換装			船体改造 (許可必要)			船体改造 (許可不要)		使 用 者 変 更	住所、船 名、根拠 地変更		漁業種類 変 更		
	5 t 以 上	5 t 未 満		20 t 以 上	5 t 以 上 20 t 未 満	5 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満		20 t 以 上	20 t 未 満	5 t 以 上	5 t 未 満	
		10m											10m 以 上	
		以 上	未 満										以 上	未 満
申請書 (9ページ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁船改造許可指令書(写)	○	○			○	○						①	①	
漁船認定通知書(写)	○				○							①		
漁船確認書(写)		○				○								
総トン数証明書(写) <sup>※1</sup>						○		○						
推進機関製造(販売)契約 (予約)証又は推進機関経 歴書(14, 15ページ)			○											
住民票												②		
戸籍の附票												③		
用船契約書(写)又は漁船 使用承諾書(写)(16ペー ジ)									④					
用船解約届 <sup>※2</sup> (19ページ)									⑤					
用船解約者の印鑑証明書									⑤					
船舶原簿謄本				○			○			○				
漁船登録票 <sup>※3</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

① 漁労設備の新設・撤去を伴う場合に限る。

② 住所変更(地番修正を除く)の場合に限る。前住所を省略しないこと。

③ 地番修正(船舶所有者の移転によらない住所地又は根拠地の変更)の場合に限る(手数料不要)。

④ 使用者増の場合。

⑤ 使用者減の場合。

※1 測度申請時に添付した測度調書(写)も可。

※2 用船者の印鑑証明書を添付すること。

※3 漁船登録票返納誓約書(11ページ)又は登録票返納不能届(12ページ)も可。

## (3) 再交付申請

	再交付
申請書 (9ページ)	○
印鑑証明書	○
漁船登録票	①

① き損の場合

## (4) 登録票返納

	非 漁 船 化	滅失 沈没 存否不明		解撤		売却 譲渡		県外への 根拠地変 更		死亡※ <sup>3</sup>		共同経営化 共同経営化脱退	
		20 t 以 上	20 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満	20 t 以 上	20 t 未 満
漁船登録票返納届 (10 ページ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書	○				○		○		○		○※ <sup>4</sup>		○
証明書※ <sup>1</sup>			○										
漁船解撤届					○								
漁船譲渡届							①						
戸籍謄本											○		
用船解約届 (19ページ)	②		②		②		②		②		②		②
船舶原簿(抹消)謄本		○		○		○		○		○		○	
漁船登録票※ <sup>2</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

① 県内への譲渡・売却であり、かつ漁船登録申請を14日以内に行う場合には不要。

② 所有者と使用者が異なる場合に限る。

※<sup>1</sup> 公的機関または組合長の証明印があるもの(写し可)。※<sup>2</sup> 漁船登録票返納誓約書(11ページ)又は登録票返納不能届(12ページ)も可。※<sup>3</sup> 漁船を相続する場合は手続き不要。「6 申請書類一覧表」の(1)登録申請(3ページ)の「相続」により申請すること。※<sup>4</sup> 届出者(相続人)のもの。

## 7 申請書類の様式

様式第7号（規則第9条関係）

### 動力漁船登録申請書

年 月 日

福島県知事 殿

住 所

氏名又は名称 ⑩

下記により漁船の登録を受けたいので、漁船法第10条第2項の規定により申請します。

#### 記

- 1 船名
- 2 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- 3 漁業種類又は用途
- 4 主たる根拠地
- 5 船質
- 6 総トン数
- 7 船舶の長さ、幅及び深さ
- 8 推進機関の種類及び馬力数
- 9 無線電波の型式及び空中線電力
- 10 造船所の名称及び所在地
- 11 進水年月日
- 12 登録の原因

備考：船名並びに申請者及び使用者の氏名又は名称には、ふりがなを付けること。

この欄に福島県収入証紙を貼付する

## 無動力漁船登録申請書

年 月 日

福島県知事 殿

住 所

氏名又は名称

⑩

下記により漁船の登録を受けたいので、漁船法第10条第2項の規定により申請します。

### 記

- 1 船名
- 2 使用者の氏名又は名称及び住所
- 3 漁業種類又は用途
- 4 主たる根拠地
- 5 船質
- 6 総トン数
- 7 船舶の長さ、幅及び深さ
- 8 進水年月日
- 9 造船所の名称及び所在地
- 10 登録の原因

備考：船名並びに申請者及び使用者の氏名又は名称には、ふりがなを付けること。

この欄に福島県収入証紙を貼付する

## 漁船変更登録申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名（名称）

⑩

下記により漁船の変更の登録をしてください。

### 記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 変更事項
  - (1) 申請者の氏名又は名称
  - (2) 申請者の住所
  - (3) 船名
  - (4) 総トン数
  - (5) 船舶の長さ、幅又は深さ
  - (6) 推進機関の種類又は馬力数
  - (7) 無線電波の型式又は空中線電力
  - (8) 漁船の使用者の氏名又は住所
  - (9) 主たる根拠地
  - (10) 漁業の種類又は用途
- 4 変更事由

この欄に福島県収入証紙を貼付する



## 漁船登録票再交付申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称

⑩

下記漁船の登録票の再交付を受けたいので、漁船法施行規則第11条第1項の規定により申請します。

### 記

- 1 登録番号
- 2 船名
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 再交付の事由

この欄に福島県収入証紙を貼付する

## 漁船登録票返納届

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称 ⑩

下記の理由により登録票を返納しますので、漁船法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 船名
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 返納の理由

## 漁船登録票返納誓約書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称

⑩

下記漁船の登録票は ため添付できませんが 年 月 日までには必ず返納することを誓約いたします。

もし、万一誓約期日までに返納しなかった場合は、今後書換による登録票の交付を拒否されても何ら異議を申しません。

### 記

- 1 登録番号
- 2 船名
- 3 総トン数
- 4 漁業種類

様式第5号（細則第11条関係）

## 登録票返納不能届

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名（名称）

⑩

下記の理由により登録票を返納することができないので、漁船法第20条第1項ただし書の規定により届け出ます。

### 記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 返納することができない理由

## 漁船登録謄本交付請求書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名（名称）

⑩

漁船法第21条の規定により、下記のとおり漁船の登録の謄本の交付を請求します。

記

漁船登録番号	船 名	漁船の所有者の 氏名又は名称	目 的	部 数

この欄に福島県収入証紙を貼付する

## 推進機関製造（販売）契約（予約）証

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

氏名又は名称

⑩

今般、〇〇丸に据え付けるため、下記の推進機関の製造（販売）について契約（予約）いたしました。

### 記

#### 推進機関の要目

事 項	要 目	
推 進 機 関 の 種 類	機 関	
過 給 機 及 び 空 気 冷 却 器 の 有 無	過 給 機	
	空 気 冷 却 器	
制限装置（動力漁船の性能の基準の第3項に該当するもの）の有無		
機 関 の 型 式		
漁 船 法 施 行 規 則 に よ る 馬 力 数	馬 力 ・ kW	
シ リ ン ダ の 数 及 び 直 径	×	mm
定 格 毎 分 回 転 数		
機 関 番 号		
納 期		
製 作 所 名		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="margin-top: 20px;">推進機関製作所 住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">(販 売 者)</p> <p style="margin-left: 150px;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>		

## 推進機関経歴書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所  
氏名又は名称

⑩

このたび建造（改造・転用）の許可を申請した 丸（総トン数 馬力数）に据え付ける推進機関の経歴は以下のとおりです。

事 項	要 目	
推 進 機 関 の 種 類	機関	
過 給 機 及 び 空 気 冷 却 器 の 有 無	過 給 機	
	空 気 冷 却 器	
制限装置（動力漁船の性能の基準の第3項に該当するもの）の有無		
機 関 の 型 式		
漁 船 法 施 行 規 則 に よ る 馬 力 数	馬力・kW	
シ リ ン ダ の 数 及 び 直 径	×	mm
行 程	mm	
行 程 と シ リ ン ダ の 直 径 の 比		
定 格 毎 分 回 転 数		
機 関 番 号		
製 作 所 名		
製 造 年 月		
現 在 ま で の 経 歴		

- (注) 1 県外の漁船に搭載されたことのある機関については、その漁船の原簿謄本を添付する。
- 2 新馬力数適用機関の場合には、「行程」、「行程とシリンダ直径との比」及び「定格毎分回転数」の欄は記入しなくても差し支えない。

## 漁船使用承諾書

年 月 日

使用者住所

氏名又は名称

所有者住所

氏名又は名称

⑩

下記により、漁船を使用させることを承諾します。

記

1 漁船登録番号

2 船名

3 総トン数

4 漁業種類

5 使用期間 自： 年 月 日

至： 年 月 日

(注) 写しを添付書類として提出すること。



## 代表者選定届

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

〇〇漁業に係る共同申請の代表者を下記のとおり選定したので、届け出ます。

記

代表者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(注) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

# 相続同意書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称 ⑩

今般、 ○○○○ の死亡により、所有船舶 ○○丸（F S ○－○○○○、○○ t、○○ k W・馬力）に関する一切の権限を ○○○○ が相続することに何ら異議がないので同意します。

相続権者 住 所

氏名又は名称 ⑩

相続権者 住 所

氏名又は名称 ⑩

相続権者 住 所

氏名又は名称 ⑩

## 用船解約届

年 月 日

福島県知事

所有者住所

氏名又は名称 ㊟

用船者住所

氏名又は名称 ㊟

下記漁船を用船しておりましたが、今般都合により解約致しましたのでお届けします。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 総トン数